

## 長野県告示第221号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。  
令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
城西病院	松本市城西1丁目5番16号	令和11年5月26日

医療政策課

## 長野県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
もみじ薬局	岡谷市長地御所一丁目4番46号	令和8年4月1日
尾澤内科・脳神経内科クリニック	岡谷市長地御所1丁目4番47号	令和8年4月1日
医療法人和心会 小口メンタルクリニック	茅野市宮川4441-3	令和8年4月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
合同会社ステップ	諏訪郡原村17217番地1359	訪問看護ステーションハケ岳	諏訪郡原村17217番地1359	令和8年4月1日
社会福祉法人 聖楓会	上高井郡小布施町大字小布施851番地の13	パウル会 訪問看護ステーション希望	上高井郡小布施町大字小布施851番地の4	令和8年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

## 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
天竜堂医院	上伊那郡辰野町大字平出1620	令和8年3月31日
御影歯科医院	佐久市中込3030-4	令和8年2月20日
古町薬局	小県郡長和町古町3347-1	令和8年3月1日

地域福祉課

## 長野県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部守一

## 1 施術者

氏名	住所	指定年月日
小山 智大	上田市上田原1202-11	令和8年3月31日

## 2 施術所

名称	所在地	指定年月日
株式会社アーチ・メディカルサポート鍼灸院	上田市住吉651-2 103号	令和8年3月31日

地域福祉課

## 長野県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部守一

## 1 施術者

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
田中 翔太	諏訪市城南1丁目2552-5	諏訪市城南1丁目2552-5	諏訪市大字中洲5547-5 フレグランス岩波C102	令和8年4月8日

## 2 施術所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
しょう整骨院	諏訪市城南1丁目2552-5	しょう整骨院	翔整骨院	令和8年4月8日

地域福祉課

## 長野県告示第226号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

佐久市常和字山ノ神1902の5、1913の2、1913の3

- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第227号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡辰野町大字伊那富字南原5459の1、字沢田5556、5558の1、5559、5561、字ホウゲ5560の1から5560の4まで、5562の1、5562の2、5563、5564、5565の1、5566、5567、5568の1、5568の3、字巾上5577の1、5577の3、5579の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第228号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡豊丘村大字河野3739の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第229号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
駒ヶ根市下平4141の15
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

**長野県告示第230号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
基本測量 空中写真撮影
- 2 作業期間  
令和7年9月24日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域  
飯山市、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

**長野県告示第231号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正
- 2 作業期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域  
長野県全域

建設政策課

**長野県告示第232号**

長野県建設部砂防課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 空中写真撮影
- 作業期間  
令和8年4月14日から令和8年9月10日まで
- 作業地域  
南佐久郡川上村、南佐久郡北相木村

建設政策課

**長野県告示第233号**

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 航空写真撮影、写真地図（地図情報レベル1000）
- 作業期間  
令和8年4月23日から令和8年9月30日まで
- 作業地域  
安曇野市

建設政策課

**長野県告示第234号**

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 松本市基本図修正
- 作業期間  
令和7年7月10日から令和8年3月12日まで
- 作業地域  
松本市

建設政策課

**長野県告示第235号**

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 空中写真撮影

## 2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 作業地域

大町市

建設政策課

## 長野県告示第236号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 写真地図作成

## 2 作業期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

## 3 作業地域

大町市

建設政策課

## 長野県告示第237号

信濃町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 信濃町空中写真撮影

## 2 作業期間

令和7年8月1日から令和8年3月25日まで

## 3 作業地域

上水内郡信濃町

建設政策課

## 長野県告示第238号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和8年5月19日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
有限会社丸正商事	長野県諏訪市四賀赤沼1821番地	長野県諏訪市湖岸通り4丁目2番20号 セブンイレブン諏訪湖畔店

会計課

## 長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年6月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年5月21日

長野県木曾建設事務所長 岩垂宏明

- 路線名 上松南木曾線
- 供用を開始する区間  
木曾郡大桑村大字野尻939番の159地先から  
木曾郡大桑村大字野尻939番の21地先まで
- 供用を開始する期日 令和8年5月21日

道路管理課

## 選告示第26号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

令和8年5月21日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石和大後援会	長越修一	藤井昇	長野県東御市本海野1116
上條クニトシ後援会	山田愛結	山田愛結	長野県松本市中央1-10-34 公園通りビル1002
地域政党「信州義民の会」	荒井久登	斎藤孝弘	長野県大町市常盤4899
長野県地域成長戦略研究会	佐藤環	佐藤環	長野県飯田市上郷黒田5530
星野光洋後援会	星野光洋	星野光洋	長野県下伊那郡松川町生田5960 -24

選挙管理委員会

## 選告示第27号

令和7年10月26日執行の長野市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

令和8年5月21日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

裁 決 書

長野県小諸市東雲四丁目9番12号  
審査申立人 草間重男

上記審査申立人から、令和7年12月22日付けで提起された同年10月26日執行の長野市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、長野県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、

- 本件選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てを棄却する。
- その余の請求を却下する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、本件選挙における選挙の効力に関し、長野県選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）

に対して異議の申出をしたところ、市委員会が令和7年12月2日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定（のうち、法定限度額制度による供託金没収措置及び公費負担に関する処分等）を取り消し、本件選挙を無効とする裁決等を求めて審査を申し立てたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

#### 1 本件選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立て

- (1) 市委員会の決定書では、「供託金制度については公職選挙法の規定により取り扱っているため、違法性は認められない。」としている。本審査において市委員会の決定を追認するのであれば、申立人の収入をもとに日本国憲法第25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら支払える額であるか否か等を示すべきであり、示せないのであれば立候補の自由を犯しており違法・無効である。
- (2) 長野市の選挙公営公費負担の内、選挙運動用自動車、ポスター、ビラには法定得票制度が適用されている。資金や組織があり供託金没収が避けられる候補は選挙公営をフルに活動できるが、低額年金の申立人は没収と生活人の兼ね合いを考えながら被選挙権を行使するしかない。これは選挙公営の本旨に反し公平ではなく、選挙準備・選挙活動で不利益を強いられるため日本国憲法第44条が禁ずる議員及び選挙人の資格を収入により差別すること及び日本国憲法第25条が保障する健康で文化的な生活権を脅かしており無効である。  
なお、県委員会には書面審査の他にも大学関係者、県弁護士会関係者他適切な知識人も出席し、申立人も質問等出来る弁論の場を設ける等により踏み込んだ審査・裁決を強く求める。
- (3) 選挙運動用自動車に関する選挙公営には法定得票制度が適用されているため公費負担される保証がない。申立人は候補者自身として選挙運動用自動車の運転、車上からの連呼行為、ポスター貼りを行う等の激務をしなければならず限界であった。交通安全法規の上でも問題となる場合があり、日本国憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障しておらず、幸福追求権にも違反しており無効である。
- (4) ポスター掲示場数について有権者数に対する格差があり無効である。
- (5) 市委員会は、手続き等が法や規則に則って行ったので棄却すべき旨主張しているが、日本国憲法が保障する「健康で文化的な生活」を営みながら立候補できない供託金没収及び不完全選挙公営は無効である。

#### 2 その他の請求

- (1) 一昨年、国連の女性差別撤廃委員会が国会での男女平等を進めるため女性が立候補する場合、300万円の供託金を一時的に減額する措置をとるよう勧告しており、この趣旨には選挙・被選挙弱者を含むと解すべきである。その趣旨は自治体では供託金を補填する条例の制定により実現できるため、本審査において条例等の不備を指摘する等の裁決により無効とし、長野県や長野市に条例制定を促す等するように強く要請する。
- (2) 供託金制度は乱立を防止するという説について、自治体議員選挙では乱立どころか立候補者が足りず、首長選挙では無投票となることも起きている。仮に乱立したとしてもその解決策を公職選挙法にのみ委ねるべきではなく、当選者側や政党、党派側、そして国や各自治体側、報道等社会も負うべきである。
- (3) 長野市長選挙の選挙期間7日間について有権者数に比して短すぎる。  
なお、ポスター掲示場の設置場所について、若年層へ配慮して大学等の付近へ、また、高齢者に配慮して福祉施設や病院付近に設置する等、選挙権の行使に対応した工夫をするように提案する。  
また、ビラについて選挙公報と共に各個人に郵送し、選挙管理委員会ホームページで公開するように提案する。
- (4) 選挙運動用自動車、ポスター、ビラへの公費負担を自治体として条例等により是正・拡大し、また、供託金を補填する等、お金のかからない選挙を公平に適用し、低額年金生活者を含めた立候補権を保障するよう前向きに踏み込む審査・裁決となることを強く要請する。
- (5) 日本国憲法に従った被選挙権を行使できるよう、長野県及び長野市に対し補填条例等制定かつ選挙公営を完全実施するよう求める旨の裁決を求める。
- (6) 補填条例等制定かつ選挙公営を完全実施するよう求める裁決ができない場合、個々の委員の意見書を要請する。
- (7) 口頭弁論を求める。
- (8) 供託金の返還を求める。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審査において、一部不備と認められる点があったことから申立人に補正を命じ、申立人から補正書が提出された。その後、市委員会からは弁明書及び物件を、申立人からは反論書を徴した。また、申立人の申立てに基づき意見を述べる機会を与えるなど慎重に審理した。

#### 1 申立人及び市委員会の主張等

##### (1) 申立人の主張の内容

申立人の主張の内容は、前記「審査の申立ての要旨」のとおりである。

##### (2) 市委員会の弁明の内容

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られており、供託金没収措置と公費負担に関する処分は、同法と市の公費負担に関する条例の規定により取り扱っているため、違法性は認めら

れない。

よって、「本件審査申立を棄却する。」との裁決を求める。

## 2 当委員会の判断

### (1) 選挙の効力

#### ア 判断基準

公職選挙法第205条第1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決をしなければならない」と規定しており、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの解する」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

#### イ 判断

アのとおり、選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。しかし、申立人の主な主張は、日本国憲法が保障する「健康で文化的な生活」を営みながら立候補できない供託金没収及び不完全選挙公営は日本国憲法に違反するというものであり、具体的な選挙の規定の違反の主張は認められず、本件選挙が無効となる理由とは認められない。

### (2) その他の請求

申立人は、その他の請求もしているが、公職選挙法第202条及び第206条の規定は、選挙の効力又は当選の効力を争う以外の争訟は認めていないと解されることから、これらの申立ては不適法である。

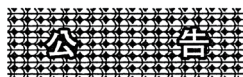
## 3 結論

以上のとおり、選挙の無効に関する申立人の主張はいずれも理由を欠くものであるので、これを容認することはできない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和8年5月15日

選挙管理委員会



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

長野県知事 阿部 守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ飯田店

飯田市鼎名古熊2469番地ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ユニー株式会社	榊原 健	愛知県稲沢市天池五反田町1番地